

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年10月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和17年6月から18年8月までの標準報酬月額が30円、同年9月から19年6月までの標準報酬月額が50円、同年7月から20年4月までの標準報酬月額が40円、同年5月から同年9月までの標準報酬月額が60円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年4月1日から20年10月1日まで  
② 昭和31年2月26日から32年2月19日まで  
③ 昭和42年6月23日から同年9月29日まで

申立期間①については、A社で修理工として勤務していたが、空襲で被災した後、故郷へ帰り、会社へ連絡しなかったため名簿に残らなかったのだと思う。申立期間②については、B社を全員解雇になり、C社へ勤務することになった。申立期間③については、D社の社長が、A社時代の部長だったので、誘いを受けて勤務するようになった。申立期間①から③について、詳しいことは覚えていないが、勤務していたことは間違いないので調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録では、A社の事業所名は確認できなかったが、調査の過程で、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が見付かり、同名簿から申立人と同姓同名の基礎年金番号に未統合の記録が確認できた。同名簿の記録では、申立人の生年月日が「昭和2年\*月\*日」であるのに対し、「大正2年\*月\*日」となっており、年号が異なっているが、申立人と同時期に厚生年金保険に加入した昭和生まれの同僚の生年月日の年号も、同名簿には「大正」と

誤って記載されており、記録に不備があったことがうかがえる。

また、申立人は自分と同姓同名の者は当該事業所にいなかったと主張しており、名簿に記載されている「大正2年\*月\*日」により氏名検索を行っても、申立人と同姓同名の者の記録は確認できない。

一方、申立期間①のうち、昭和17年4月1日から同年5月31日までの期間については、労働者年金保険法による保険料の徴収開始（17年6月）前であるため、労働者年金保険の被保険者となることができない期間である。

これらを総合的に判断すると、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は申立人のものであり、申立人の当該事業所における労働者年金保険（その後、厚生年金保険となる）の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年10月1日と認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の記録から、昭和17年6月から18年8月までの標準報酬月額は30円、同年9月から19年6月までの標準報酬月額は50円、同年7月から20年4月までの標準報酬月額は40円、同年5月から同年9月までの標準報酬月額は60円とすることが妥当である。

一方、申立期間②及び③について、申立人が勤務していたとするC社及びD社は、社会保険庁の管理する記録において、いずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立期間②及び③については、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる関連資料が無い上、勤務実態についても、申立人が同僚の名前を覚えていないため、証言を得ることができない。

さらに、申立期間③については、申立人が名前を挙げたD社の事業主は、E社という別の名前の事業所の事業主として厚生年金保険に加入していたことが確認できたことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は認められない。

加えて、申立期間③当時、E社で勤務していた従業員は、申立人の名前を記憶していない上、「入社して3か月は試用期間だった」とも証言していることから、仮に申立人が当該事業所で勤務していたとしても厚生年金保険に加入していなかったと推認できる。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで  
私は、結婚して妊娠したので、昭和 43 年 3 月 31 日にA社を退職した。脱退手当金の支給が昭和 43 年 8 月 12 日となっているが、当時妊娠中で猛暑の中受給することは無理であり、脱退手当金の手続をしたことも受け取った記憶もないので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約4か月半後の昭和 43 年 8 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る事業所の当時の同僚によると、「退職時に脱退手当金を受給するかどうかについて事業所より説明があった」、「今後の年金は、個人で国民年金に加入するように言われた」などの証言があり、申立人に対しても同様の説明があったものと推測される。

さらに、申立人と同時期に退職した者のうち、脱退手当金を受給していない者は、数年以内に再就職したり、退職後直ちに国民年金に加入しているが、申立人は同事業所を退職後、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず昭和 45 年 4 月まで国民年金に加入しておらず、当時の年金制度に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。